

事 務 連 絡  
令和2(2020)年4月23日

関係団体各位

北海道水産林務部総務課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための緊急事態措置について  
日頃より、本道の水産林務行政にご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、新型コロナウイルス感染症に関しては、これまでも度々通知等させていただいて  
おりますが、この度の道における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための  
緊急措置について、別紙のとおりお知らせしますので、貴所属会員等に周知願います。

〔 総務課 主査 (防災・団体)  
tel 011-231-4111 (内線 28-129) 〕

令和2年(2020年)4月21日

関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための休業等の要請  
について

道では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための緊急事態措置として、別紙のとおり特定の施設等に対する休業要請や協力依頼を行っているところです。

対象となる事業者の皆様方には、ご負担をおかけすることとなりますが、感染症の早期終息のためには不可欠な対応であると考えております。

また、今回の休業要請等に御協力いただき、自主的な感染症対策に取り組んでいただける事業者の皆様に対しては、別紙のとおり御支援を行うこととしておりますので、御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、休業要請等に係る問い合わせについては、下記の「休業要請相談専用ダイヤル」にお問い合わせいただきますよう、お願いします。

(送付資料)

- 1 「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置【改訂版】
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧
- 3 休業等の要請にご協力頂き感染リスクの低減に取り組む事業者の皆様への支援金について

(休業要請相談専用ダイヤル)

- ・電話番号 011-206-0104  
011-206-0216
- ・開設時間 平日8:45~17:30

「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止のための

「北海道」における緊急事態措置【改訂版】

---

令和2年4月20日

# 1 「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置

## 1 区 域

北海道内全域

## 2 期 間

令和2年4月17日(金)から令和2年5月6日(水)まで

## 3 実施内容

新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」及び同法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施する。

### ■ 感染防止の徹底

○ 道民に対し、改めて「手洗いの励行」と「咳エチケットの徹底」を強く要請

### ■ 外出自粛の要請等

【令和2年4月17日(金)～5月6日(水)】

○ 道民に対し、医療機関への通院や屋外での運動・散歩などの健康の維持増進、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。また、札幌市と他の地域との不要不急の往来自粛を要請(特措法第45条第1項)

なお、職場への出勤の際には、「時差出勤」や「3つの密(密閉・密集・密接)の回避」の徹底、加えて、「在宅勤務(テレワーク)」の積極的な活用促進を要請(特措法第24条第9項)

- 特に、現にクラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛を強く要請(特措法第45条第1項)
- 全国的なまん延防止の観点から、不要不急の帰省や旅行など、他都府県への往来自粛を要請するとともに、大型連休期間においては、他都府県への往来自粛を特に強く要請(特措法第45条第1項)

### ■ 施設の使用停止・催物(イベント)の開催停止(自粛)の要請(協力依頼)

- 施設管理者又は催物(イベント)の主催者に対し、施設の使用停止若しくは催物(イベント)の開催停止を要請(協力依頼)  
(一部：特措法第24条第9項) 【令和2年4月20日(月)～5月6日(水)】
- 上記以外の「3つの密(密閉・密集・密接)の回避」が重なる懸念のある集会・イベントの開催について、自粛を要請(特措法第24条第9項) 【令和2年4月17日(金)～5月6日(水)】

### ■ 「北海道ソーシャルディスタンス」の促進

【令和2年4月17日(金)～5月6日(水)】

○ 道民及び事業者に対し、大切な人の命を守るため、社会生活の中で、人と人との物理的な距離(互いに手を伸ばしても届かない距離)を保つ取組【ソーシャルディスタンス】を日々の行動において浸透させていくことを要請

2 対象施設一覧 ～ ①

■ 基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第11条に該当するもの）

施設の種類	要請内容	内 訳
<p>■ 遊興施設等</p>	<p>○ 施設の使用停止及び催物(イベント)の開催の停止要請 (=休業要請)</p>	<p>* キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等</p>
<p>■ 運動、遊技施設</p>		<p>* 体育館、水泳場、ボートリング場、スポーツクラブなどの運動施設、又はマーシャント、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等</p>
<p>■ 劇場等</p>		<p>* 劇場、観覧場、映画館又は演芸場</p>
<p>■ 集会・展示施設</p>		<p>* 集会場、公会堂、展示場</p>
<p>■ 商業施設</p>		<p>* 博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。</p>
<p>■ 大学、学習塾等</p>		<p>* 生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。</p>
<p>■ 学校</p>		<p>* 大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。 * 学校（大学等を除く。）</p>

## 2 対象施設一覧 ～ ②

### ■ 特措法によらない協力依頼を行う施設

- 床面積の合計が1,000㎡以下の次の施設については、同1,000㎡超の施設に対する使用停止及び催物（イベント）の開催の停止要請（三休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内 訳
■ 大学、学習塾等	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等</li> <li>※ ただし、床面積の合計が100㎡以下のものにおいては、適切な感染防止対策を施した上での営業</li> </ul>
■ 集会・展示施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）</li> </ul>
■ 商業施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗</li> <li>※ ただし、床面積の合計が100㎡以下のものにおいては、適切な感染防止対策を施した上での営業</li> </ul>

## 2 対象施設一覧 ～ ③

### ■ 基本的に休業要請を行わない施設(適切な感染防止対策の協力を要請)

施設の種類	要請内容	内 訳
■ 医療施設	* 適切な感染防止対策の協力要請 * 必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請	* 病院、診療所、薬局 等 * 保育所、学童クラブ等
■ 社会福祉施設等	* 適切な感染防止対策の協力要請	* 通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)
■ 生活必需物資販売施設	* 適切な感染防止対策の協力要請	* 卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
■ 食事提供施設	* 適切な感染防止対策等の協力要請	* 飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※ 19時以降の夜間は、酒類の提供を控えていただくよう協力を要請
■ 住宅、宿泊施設	* 適切な感染防止対策の協力要請	* ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
■ 交通機関等	* 適切な感染防止対策の協力要請	* バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等) 等
■ 工場等	* 適切な感染防止対策の協力要請	* 工場、作業場 等
■ 金融機関・官公署等	* テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請	* 銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
■ その他	* 適切な感染防止対策の協力要請	* メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※ 「適切な感染防止対策」は、別表「適切な感染防止対策」を参照。

【別表】 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組（例）
○ 発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止</li> <li>* 来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限</li> </ul>
○ 3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保 (約2m間隔の確保)</li> <li>* 換気を行う（可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける）</li> <li>* 密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）</li> </ul>
○ 飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</li> <li>* 来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</li> <li>* 店舗・事務所内の定期的な消毒</li> </ul>
○ 移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>* ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）</li> <li>* 従業員の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等）</li> <li>* 出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限</li> </ul>



新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧

1 基本的に休止を要請する施設

カテゴリー	対象	休止要請	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	個室付浴場業に係る公衆浴場	対象	
	ヌードスタジオ	対象	
	のぞき劇場	対象	
	ストリップ劇場	対象	
	性風俗店	対象	
	デリヘル	対象	
	アダルトショップ	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	ネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
射的場	対象		
ライブハウス	対象		
場外馬(車・舟)券場	対象		
運動・遊技施設	体育館	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請) ※1 屋内施設は、使用停止の要請の対象とする ※2 屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スケート場	対象	
	スポーツクラブ	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	ゴルフ練習場(※1)	対象外	
	バッティング練習場(※1)	対象外	
	陸上競技場(※2)	対象外	
	野球場(※2)	対象外	
	テニスコート(※2)	対象外	
	柔剣道場	対象	
	弓道場	対象外	
	マージャン店	対象	
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンター	対象	
テーマパーク	対象		
遊園地	対象		
劇場等	劇場	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	観覧場	対象	
	プラネタリウム	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	

# 新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧

## 1 基本的に休止を要請する施設

カテゴリー	対象	休止要請	備考
集会・展示施設	集会場	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	公会堂	対象	
	展示場	対象	
	貸会議室	対象	
	文化会館	対象	
	多目的ホール	対象	
	神社	対象外	
	寺院	対象外	
	教会	対象外	
	博物館	対象	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)  【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼（特措法によらない協力の依頼）
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
	動物園	対象	
	植物園	対象	
	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	対象	
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	対象	
商業施設	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	対象	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)  【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼。（特措法によらない協力の依頼）ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合には、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	ペット美容室（トリミング）	対象	
	宝石類や金銀の販売店	対象	
	住宅展示場（集客活動を行い来場を促すもの）	対象	
	古物商（質屋を除く）	対象	
	金券ショップ	対象	
	古本屋	対象	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	
	囲碁・将棋盤店	対象	
	DVD/ビデオショップ	対象	
	DVD/ビデオレンタル	対象	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	
	ゴルフショップ	対象	
	土産物店	対象	
	旅行代理店（店舗）	対象	
	アイドルグッズ専門店	対象	
	ネイルサロン	対象	※1 主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は要請の対象外。
	まつ毛エクステンション	対象	
	スーパー銭湯	対象	
	岩盤浴	対象	
	サウナ	対象	
	整体院（※1）	対象	
	エステサロン	対象	
	日焼けサロン	対象	
	脱毛サロン	対象	
	写真屋	対象	
	フォトスタジオ	対象	
	美術品販売	対象	
	展望室	対象	

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧

1 基本的に休止を要請する施設

カテゴリー	対象	休止要請	備考
大学・学習塾等	大学	対象	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)  【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。 (特措法によらない協力の依頼) ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
	自動車教習所	対象	
	学習塾	対象	
	オンライン授業	対象外	
	家庭教師	対象外	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	バレエ教室	対象	
体操教室	対象		
文教施設	幼稚園	対象	【要請の内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請
	小学校	対象	
	中学校	対象	
	義務教育学校	対象	
	高等学校	対象	
	高等専修学校	対象	
	高等専門学校	対象	
	中等教育学校	対象	
	特別支援学校	対象	



新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧

2 基本的に休業要請を行わない施設（適切な感染防止対策の協力を要請）

カテゴリー	対象	休止要請	備考
医療施設 (※1)	病院	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請  ※1 国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は、使用停止の要請の対象とする。
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	薬局	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	接骨院	対象外	
	柔道整復	対象外	
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	【要請の内容】 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請
	学童クラブ	対象外	
	障がい児通所支援事業所	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	障害福祉サービス等事業所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
その他の社会福祉施設	対象外		
生活必需物資販売施設	卸売市場	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請  ※移動販売店舗を含む
	食料品売場（※）	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	
	百貨店（生活必需品売場）	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	ホームセンター（生活必需品売場）	対象外	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	
食事提供施設	飲食店	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請  ※19時以降の夜間は、酒類の提供を控えていただくよう協力を要請
	料理店	対象外	
	喫茶店	対象外	
	和菓子・洋菓子店	対象外	
	タピオカ店	対象外	
	居酒屋	対象外	
	屋形船	対象外	
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	カプセルホテル	対象外	
	旅館（集会の用に供する部分を除く）	対象外	
	民泊	対象外	
	共同住宅	対象外	
	寄宿舎	対象外	
	下宿	対象外	
	ラブホテル	対象外	
ウィークリーマンション	対象外		
交通機関等	バス	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	鉄道	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス（宅配等含む）	対象外	

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧

2 基本的に休業要請を行わない施設（適切な感染防止対策の協力を要請）

カテゴリー	対象	休止要請	備考
工場等	工場	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	
金融機関・官公署等	銀行	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	対象外	
	A T M	対象外	
	証券取引所	対象外	
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
	官公署	対象外	
	各種事務所	対象外	
その他	理髪店	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請  ※物価統制令の対象となるもの
	美容院	対象外	
	銭湯（公衆浴場）（※）	対象外	
	貸倉庫	対象外	
	郵便局	対象外	
	メディア	対象外	
	貸衣裳屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場（貸衣装含む）	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	
	質屋	対象外	
	獣医	対象外	
	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	
	プライダルショップ	対象外	
	本屋	対象外	
	自転車屋	対象外	
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	
	鍵屋	対象外	
	100円ショップ	対象外	
	駅売店	対象外	
	家具屋	対象外	
	自動車販売店、カー用品店	対象外	
	花屋	対象外	
	ランドリー	対象外	
クリーニング店	対象外		
ごみ処理関係	対象外		